*＜２０１９年３月会議＞*

*「認知症対策について」を質問！！*

*認知症対策については過去に何回か質問したが、全国的には６５歳以上の認知症高齢者は、厚生労働省の調査によれば、２０１２年には４６２万人だったが、団塊の世代が全員７５歳以上になる２０２５年には、７００万人になると推計されている。*

*これは、６５歳以上の５人に１人の割合であり、さらに８５歳以上では５５％、２人に１人が認知症になるという推計もあり、誰もが認知症の当事者や介護者になる可能性がある。*

*当町では、２０１９年２月１日現在、高齢化率３１％、国や県の平均値を越え超高齢化社会に入っている。*

*１０年後の２０２５年には３５，８％になるとの推計である。実際に町の中を回っているとここ数年で認知症になっている方が増えている。*

*昨年我が党が実施した「１００万人訪問・調査運動」の中のアンケート調査では、介護について地域で支え合う仕組みの構築や認知症対策等より一層推進すべきことが浮き彫りとなった。*

*自分が介護状態になったときに経済負担と同じくらい不安に思っているのが、自分が認知症になった時であった。*

*一方で初期の段階での支援をしる認知症初期集中支援チームの認識度が低く、普及啓発の必要性を感じた。中でも地域包括ケアシステムという言葉は知っていても内容が分からず、どこに相談していいかも分からない、結論から言えば、実際に介護の当事者や家族になって初めて知るとということである。*

*住民の方から、「認知症や介護状態になったときにどこに相談すればいいのか分からない」「木もれ陽の里に保健福祉課があるのは知っているが遠くて不便だ」ということを良く聞く。*

*①町はどのように周知しているのか。又役場庁舎内に福祉窓口がないが、設置はできないのか。*

*（地域包括支援センターにて認知症等の相談受けている。平成２７年に現在の体制となり、その後も周知してきたが、超高齢化社会の到来や認知症の方が増加する中、引き続き様々な機会を捉えて周知していく。木もれ陽の里が遠くいくことができない方には、役場窓口から直接電話して頂いたり、ご本人の了解を受けた上で役場職員が保健福祉課に繋いでいる。役場庁舎内の「保健福祉課」の窓口は現在は考えていないが、総合案内等と連携し、不便をかけないようにする。今後新庁舎建設の際には保健福祉課業務の移転も検討していく。）*

*②認知症は治すことは出来ないが早期発見で進行を止める事は出来る。以前の質問で医師会にかかりつけ対応向上研修を受けてもらいたいと提案したが、推進するとのことだった。その後、働きかけの推進や認知症サポート医との連携状況は。*

*（地域包括支援センターの総合相談事業において受診に繋げる連絡調整等を行うと共に、認知症サポート医からは、支援に必要なケースについて、情報提供や認知症初期支援チームでの支援について相談を受ける等連携している。認知症のかかりつけ医対応向上研修を医師会へ状況等伺いお願いしていく）*

*③認知症初期集中支援チームの現状、また認知症ケアパスの状況は。*

*（認知症初期集中支援チームは、平成２９年９月に軽井沢病院に委託をし、活動を行っている。支援チーム員は、認知症サポート医１名、認知症認定看護師１名、作業療法士１名、保健福祉課の認知症地域支援推進員である保健師が２名で構成。認知症ケアパスは、平成３０年４月に認知症の理解を深め予防や住み慣れた自宅で暮らし続けるために必要なサービス支援の手がかりになればと言うことで町で冊子を作った。現在、地域包括支援センターの総合相談業務や町内の認知症サポート医、高齢者施設等に配布をぢ、認知症の人やその家族、医療、介護関係者等の間で共有をし、サービスが切れ目なく提供されるツールとして、また、認知症の方、及び介護者の精神的、身体的負担の軽減に活用している。）*

*④認知症初期集中支援チームの中心となる地域支援員である保健師が圧倒的に不足していると考えるが、保健師が担当する書類等事務的な手続きがあるが、他の人材を補充し、保健師は本来の仕事である訪問活動やケア会議に集中出来るよう配慮が出来ないか。*

*（主業務は、保健活動であるが、今後認知症になる方がzぴかしていく中で、保健師には業務に応じた知識や経験を生かせる訪問活動やケア会議等の支援に関わる業務に一層専念出来る環境につとめていく。認知症地域支援推進員に対しては、看護師･理学療法士・作業療法士・社会福祉士・栄養士・愛護支援専門員等も可能なので他職員による検討をしていく）*

*⑤認知症サポーターは順調に拡充しているが、キャラバンメイトの養成は。*

*（キャラバンメイトは、現在７２名。保健福祉課の保健師を中心にサポーター講座を行っている。平成３０年１２月末に１，５３１名になった。今後キャラバンメイト養成については、認知症を支える家族、介護・医療の従事者ボランティア団体、民生委員、一般住民等中心となれるよう養成していきたい）*

*⑥認知症サポーターの役割を明確にするために次なる活用を考えてはどうか。*

*（人数は増えているが、今後、民生委員とともに見守り活動、地域の通いの場、地域サロン、認知症カフェにおける話し相手等、地域活動に積極的に関わってもらいたいと考えている）*

*⑦町が作成した認知症ケアパスの冊子を活用し認知症サポーターに周知啓発の一翼をになってもらってはどうか。*

*（サポーター養成講座において、職員が講師となる場合があるが、周知啓発の１つとして資料を活用。また現在認知症ケアパスは町ホームページに掲載されていないので、認知症初期集中支援チームの検討委員会で、現在の認知症ケアパスを公表し、認知症のある方の支援体制について、議論し、周知方法の検討をして参りたい）*

*「高齢者全般の衰えであるフレイル（虚弱）予防について」を質問！！*

*世界に類を見ない超高齢化社会を迎えている日本は、人生１００歳時代に入ろうとしており１０人に１人が１００歳という時代である。*

*しかし、１００歳まで健康な人生を送るには、早期からフレイル予防を基本とした社会へ転換が必要である。*

*当町もすでに超高齢化社会を迎えており、平均寿命と健康寿命の乖離があり、医療や介護等に依存しない普通生活が出来る期間健康寿命の延伸をどのように実現するかが課題である。*

*①当町でもすでに「高齢者保健福祉計画・第７期介護保健事業計画」の５４ページにフレイルの記述があるが、何か取り組みをしているか。*

*（平成２９年度から、介護予防の要事業として、地域通いの場がある。現在１６地区１７カ所に設置。２９講座が登録。各地区、積極的に活動をしている。この場こそフレイル予防であると考える。このほかにも、足腰おたっしゃ教室、木もれ陽の里、老人福祉センター、屋内多目的運動場、風越後援運動施設、風越夫婦岩マレットゴルフ場等もフレイル対浅く事業と認識している）*

*②東大のＩＯＧが行っている（飯島勝也教授）１１項目のフレイルチェックを参考に町の通いの場で活用し自覚を促せないか。*

*（通いの場の講師派遣事業により現在２９の講座が登録。指導内容はフレイル予防の取り組みと共通している。現在、フレイル予防に特化した講座はないが、今後フレイル予防するための大切な口腔機能を含め栄養、運動、社旗参加を促す講座を推進すると共に、フレイルを意識した健康維持の取り組みが地域全体で進むよう、フレイルの概念と対策の重要性について、普及啓発を推進していく。フレイルリスクチェック１１項目は、他の方法も検討しながら考えたい）*

*＜２０１９年６月会議＞*

*「小中学校の給食費無償化について」を質問！！*

*こどもの貧困は日本が抱える重要な問題であり、現在、給食の役割がこどもの健康維持促進に大変重要な意義を持っている。*

*厚生省の国民生活基礎調査では、日本のこどもの貧困率は直近で、１３，９％、７人に１人が貧困と言うことになる。民間企業の調査でも過去２０年間で倍増している。*

*このような現状の中、給食費を無償化している自治体が全国１７４０自治体のうち、小中学校の給食無償化は７６自治体、小学校のみが４自治体、中学校のみが２自治体と併せて８２自治体が踏み切っている。当町でも就学援助制度、非課税世帯、生活保護世帯等に関してはすでに支援しているがこれだけでは充分でない事から伺う。*

*①小中学校における学校給食費の徴収状況と滞納状況は？*

*（徴収状況は、入学時に口座振替書を提出してもらい、年１０回で口座振り替えで徴収。滞納状況は、各家庭で多少の遅延はある場合も把握しているが、現在ない。）*

*②仮に小中学校の全ての給食費を無償化した場合の費用はどのくらいかかるのか？*

*（今年度の小中学校の４月１日現在の人数試算で、小学校９５６人で約５０７０万円、中学校４０７人で２５３０万円、全部で約７６００万円かかる。１人当たりだと小学校約５３０００円。*

*中学校約６２０００円）*

*③学校給食無償化に伴う、影響や課題はなにか？*

*（保護者の経済的負担軽減や学校職員の事務処理の軽減が図られる一方で、無償となることで保護者の意識変化がみられ、あらかじめ分かっていても休みの連絡をしないことや、無償化した場合の年間７６００万円という経済ていきな支出が課題である）*

*④現在滞納はないとのことだが、給食費まで払えないと学校でこどもがいじめや差別を受けることから、恥ずかしい思いをさせたくないと、家庭の食費を削っても優先的に払っているご家庭もある。実際に口座からお金が落ちなくて学校からお子さんが封筒を持ってくるということもしばしばある。*

*文科省の調査にあるように、全国の自治体１７４０の内、８２自治体がなんらかの無償化に踏み切っ理由、こどもへの影響は調査分析すべきで貴重な資料であるが、町は、国や他町村の無償化をどのように捉えているか？*

*（国も学校無償化については、学校給食を食育という観点からみれば義務教育の無償に妥当するのではないか等の議論もされている状況であり、他市町村においては、年々無償化する自治体が増えている事は認識している。*

*ただ、小中学校の給食費無償化している自治体の大半は、人口１万人未満であることを踏まえると定住施策等の目的から導入しているが多いと考える。*

*今後は、児童生徒の家庭環境は年々多様化していることから、バランスのある食事を取ることは、健康維持に繋がるため、国の施策として子育て支援や少子高齢化対策の一環で全国一律に学校給食無償化が推進されるべきと考える。教育委員会としても今後も国の動向を注視していく。）*

*⑤学校給食費は無償化に値するべきものだが、町の考えは？*

*（学校給食方第１１条において、学校給食にかかる経費は学校の設置者と給食を受ける児童生徒の保護者がそれぞれ負担するように定められている。食材にかかる学校給食については、保護者に負担してもらっている。国の基準のもと生活保護世帯、準要保護世帯、には給食費全額や就学費用の一部を保護者に対して援助している。現段階においては、町では子育て支援策としてこども医療費窓口無料化、児童手当による支援を行い町独自のチームティーチング、特別教育支援、低学年補助教員等支援の配置。他の自治体に先駆けて小中学校へのＩＣＴタブレット端末導入も行っていることから、食材にかかる給食費は保護者に負担頂き、その他の部分での支援を多方面から行っている状況。教育委員会としては、学校給食の無償化は国として全国一律で実施することがふさわしいと考えているので、現時点では、保護者負担を基本とする。）*

*⑥無償化による財源も７６００万円とかなり大きな数字であるが、全面無償化は無理でも段階的な補助の考えは全くないのか？*

*（無償化に関しては、全国一律がふさわしいので国の動向を注視する）*

*⑦民間では保護者の給料体系は、お子さんが大きくなればなるほど教育費はかさむ一方で、給料は先細る。特に多子世帯の特に３人以上お子さんをお持ちの保護者から給食費の負担が重いとの多くの声が私のところに届いている。*

*例を言うと、中学校２人、小学校１人のお子さんをお持ちのご家庭では、年間で、中学校６２２２０円×２人=１２４４４０円、小学校５３０４０円足すと合計で１７７４８０円、約１８万円かかることになる。これが小学校は６年間、中学校３年間続くわけであり、その他の修学旅行費貯金、登山、文房具、体操着、上履き等等かかる。お母様がパートで働いても働いた給料がみんなでていっていまうという悲鳴とも言える声があがっている。*

*そこで、小学校から大学までのお子さんをお持ちの第３子以降の給食費の無償化は考えられないのか？*

*（町では、給食費以外の部分での子育て支援を手厚くしているので、保護者に負担をして頂く）*

*⑧施策として実施している自治体はこどもさんへの未来への投資として行っている点では共通している。まさに当町では少子高齢化社会のまっただ中であり、高齢化率も県国の平均値を超えており、出生率も上がっていない中、子育て中の生産年齢人口を増やす事は、将来の納税者を増やすことにも繋がるわけなので、先ほどの課長の答弁の中、施策実施の自治体は移住施策としてもある。軽井沢は観光があるから大丈夫と安閑としていられない。全くやらないという答弁だが、調査研究すらしてくれないと言うことか？*

*（調査研究は、これからも他の自治体も無償化が増えていくので行う）*

*「小中学校における食品ロス削減について」を質問！！*

*当町においても３０１０運動や民間団体によるフードバンク等すでに取り組んで来ているが、学校給食の現場においてはどうなのか、全国では廃棄や残菜が増加しているので現状を伺いたい。*

*①牛乳は栄養があるにもかかわらず飲めない児童生徒がいる。小中学校の取り組みは？*

*（食物アレルギー等での牛乳が飲めない児童生徒はいる。対象生徒は２２人。自宅からお茶や水を水筒にいれての持参を認めている。好き嫌いで飲めないお子さんはいない。牛乳アレルギーのお子さんからは料金は徴収していない。）*

*②残菜をださない工夫はしているのか？*

*（調理時にでる野菜及び残菜量は、平均１校当たり１，８キログラムぐらい。各小学校に生ゴミ処理機を設置、減量化に。学校給食の残菜の処理は各学校衛生的に効果的に処理。リサイクル堆肥として学校農園に活用し児童生徒の環境教育の理解を図っている。中部小では、残菜を学校敷地内で飼育しているヤギのえさとして活用。）*

*③全国の自治体の取り組みで、東京都足立区の美味しい給食事業は、区長の公約でもあり、食育月間の６月と給食周週間の１月に各１週間程度、食べる時間の確保と教員や栄養士による食育の実施等、また　児童生徒の作り手に対する感謝の気持ちを育み、残さずたべれるよう給食時間の充実に全校で取り組み、実績を上げている。牛乳を昼食時だけでなく、中休みに設けることで残菜が減った。*

*新潟県三条市では、完全米飯給食に牛乳が会わないと言うことで、昼食時と別にドリンクタイムを設けている。当町でも米飯給食を採用しているので参考にならないか？*

*（足立区のように、天然だし、薄味を基本として食育、給食を通じて生産者や調理者に対する感謝やバランスよく食べることの重要生、栄養に関する基礎的な知識等をこども達に学んでもらいながら、美味しく感じる給食を提供することは、とても重要。*

*また新潟県三条市の完全米飯給食採用に伴う、給食への牛乳を廃止し、別の時間でのドリンクタイムは良い試みと考える。*

*当町においても、学校給食の理解、向上を図り、食育等を通じて子ども達の健全な食育を目的に，５月９日町内小中学校校長をはじめ、給食主任、事務職等１９人により、学校食育推進連絡協議会を開催。この４月から赴任した給食主任より、当町の食べ残しが非常に少ないとのことで、学校給食に自信を持った。*

*当町では　自校調理方式であり、温かく、できたての給食が食べれるとともに、自分の健康を考えた食生活を送ることの出来る習慣を身につける健康教育や、使われている食品の生産の流通に関する社会科学習、給食の献立を参考に自分の献立を考え調理する家庭科や生産者、調理師に対する感謝の心を育てる道徳学習にも繋がっている。*

*今年度から、本格的に軽井沢産野菜を学校給食に取り入れ、新鮮でやわらかい野菜の提供に取り組み、お楽しみ献立や食べたい郷土食アンケート等実施し、献立に工夫しながら取り組んでいる。これからも、児童生徒に食べ物を大切にする感謝の心を身につけ、食育を通じて食品ロスの削減に努めていく）*

*「幼児教育無償化に伴う、副食費の実費徴収について」を質問！！*

*①今年度１０月から幼児教育無償化になる。０才から２才までは現状のままだが、３才から５才までの部分でおかずなどの副食費を徴収する形となる。確かに保育料が無料になるので差し引いてもかなりの負担軽減にはなるが、現状とどのように変わるのか伺う。*

*（幼児教育と保育料を無償化するために改正こども、子育て支援法が５月１０日に参議院本会議において可決。今年の１０月から３才から５才まで及び０才から２才までの非課税世帯の保育料が無償化される。現段階では、国より最終的な資料が届いていないため、平成３１年２月１３日に開催された改正法に伴う県の未定稿による幼児教育無償化の説明会の資料によると、食材費である副食費について３才から５才まで実費徴収を基本とある。その一方で、最低所得者当の副食費の免除を継続し、免除対象者を３６０万円未満相当世帯まで拡充する予定である。）*

*②国会でもこの拡充は可決されましたが、県からは通知が来てないと言うことだが、町として準備はしているのか？*

*（国より最終的な資料が届き次第、内容を確認し早急に進めていく）*

*③長崎県島原市ではすこやか子育て事業として第２子以降の副食費を含め保育料を無償化しているが、当町ではまったく考えられないのか？無償化した場合の費用は？*

*（対象者が２００人、約１０００万円かかる。町内４つの公立園、私立２園、幼稚園は弁当、副食費は実費負担。保育園、幼稚園不公平にならぬよう、保育園の副食費は実費負担としたい。）*

*④１０００万円と言うことだが、先ほどの小中学校に比べ無償化出来るのではないか？*

*（今後研究しながら進めていく）*

*「保育園、小中学校の給食アレルギー対応について」を質問！！*

*①近年、アレルギーをはじめ、喘息、アトピー性皮膚炎等アレルギー疾患のお子さんが増加している。以前の質問で保育園、小中学校の給食のアレルギー対応は何重にもチェックされ厳格に提供されていると聞いた。あれから５年たち、アレルギーも多様化している事から以前にも増して厳しいチェック体制を敷いているのか伺う。*

*（アレルギーを持っているこどもさんは５年前と比較し、今年４月１日では、保育園が２８人→５５人、小学校２５人→５４人、中学校５人→１３人。保育園小中学校併せて６４人増加。*

*平成２７年度から保護者が児童個人記録を出してもらい対応しているほか、食物アレルギー調査表を用い、全児童の保護者に確認を実地。毎月担任保育士が行っているアレルギー食品除去食チェック表により献立表の材料欄とチェックを保護者にも確認、園内において園長もしくは、主任保育者が二重、三重にチェックを行う事により保護者と園において情報共有している。*

*小中学校では、公益財団法人日本学校保健会発行の学校アレルギー疾患に対する取り組みとガイドライン及び町教育委員会で作成した学校給食アレルギー対応実施手順に基づき、対応を行っている。その他、毎年、学校給食食物アレルギーの調査を行い、新たに対応を必要とする児童生徒がいるかどうか確認し、その際除去食を希望した保護者は、医師の診断を受け、必要な書類を提出。保護者、学校長、学級担任、養護教諭、栄養士等で面談を行い、対応について協議、原因物質を取り除いた給食提供を行うかの判断を行っている。*

*除去食の場合、弁当持参。事故がおきぬように関係者で情報共有し最善の対応を実施している）*

*②緊急搬送はなかったと言うことで良いか？*

*（現在聞いている中ではない）*

*③牛乳アレルギーの方には給食費は返還しているが、他の小麦粉、卵等のアレルギーのお子さんにはどうなのか？*

*（返還対象は、牛乳・パン・麺に対して返還している）*

*④私の調査で、お子さんが楽しみにしているお楽しみ献立でアイスがでてしまい，対応食を持って行くことがあるがこういう細かい部分での返還はないということか？*

*（そういうことになる）*

*⑤それらの主食と牛乳以外の対象は返還されないと言う詳細の説明をアレルギーを持っているお子さんの保護者に丁寧に説明いているのか？*

*（説明については、栄養士を通じて学校とも協議しながら進めていきたい）*

*＜２０１９年９月会議＞*

*「防災・減災対策について」を質問！！*

*９月１日は防災の日。８月３０日から９月５日までは防災週間です。*

*昨年７月に甚大な被害をもたらした西日本豪雨災害から１年がたちました。本年８月にも大型の台風１０号が西日本、東日本で大きな被害をもたらしました。*

*最近でも九州３県で記録的な大雨が降り、土砂災害で大きな被害が出ましたが、私達が、猛威を振るう自然災害から命を守るためには、防災情報を正しく理解し、早めの避難が何より大事になります。*

*折しも、８月７日、２２時８分、浅間山が小規模噴火し、２２時３０分には、噴火警戒レベルが１から３に引き上げられ、８月１９日午前１１時には噴火警戒レベル３から２へ引き下げられました。小浅間と石尊山への入山規制は解除となりました。その後、８月２５日１９時２８分にも小規模噴火が起こりましたが、幸いにも被害もありませんでした。*

*最初の噴火は夜中で雲がかかり暗くて目視で確認ができず、住民、観光客、別荘客も眠れない夜を過ごした事から、改めて活火山浅間山を認識せざるを得ませんでした。*

*当町にとっては火山災害もさることながら、風水害、地震災害、雪害等想定される事から改めて質問しました。*

*（１）火山災害について*

*①浅間山はこれまで噴火の予測がつく山とされていたが、今回の噴火は気象庁の常時観測火山であるにもかかわらず予測困難だった。*

*とはいえ、小規模噴火に伴う、「噴火速報」をはじめ、避難所開設等で町はマニュアルに沿った迅速な対応や火山災害対応のシュミレーションができたと思うがその検証と課題は？*

*（気象庁においては、前兆現象がない中でのレベル１から３への引き上げ、火山活動に対する注意喚起の仕方など課題。町においては、防災行政無線やメール配信、ホームページを活用した情報発信につき、降灰情報や交通情報などタイムリーな情報発信が足りなかった。集まった情報を整理して、情報発信していく流れを担当部署と再度確認したい。県や警察、消防とは連携して降灰被害や状況確認、小浅間と石尊山の登山道封鎖は迅速にできた。自主避難者や高齢者等のために中央公民館と木もれ陽の里において受け入れ準備ができたが避難者はいなかった。今後、訓練を繰り返し実施し、避難所の開設手順を確認することが必要であると改めて認識した。）*

*②噴火時レベル１だったので、夏山登山客がいたのではないか？*

*（小浅間、石尊山共に登山計画書を軽井沢警察署が確認したところ、８月７日に小浅間２名、石尊山１名が登山していたが、全員無事に下山した旨警察署から報告があった。）*

*③直前に全町に配布された火山ハザードマップの活用が大変大事である。配布されたまま一度も見ないことがないよう住民に周知徹底をしていくべきである。前回の質問の答弁で「自主防災組織が実施する防災訓練や区長会等にお願いして周知していくとあったが。*

*（自主防災組織が実施する訓練や勉強会などの機会を通じて浅間山火山マップに記載した事項を周知したいと考えている）*

*④自主防災組織が町では３分の１しか立ち上がっていない現状だが、区長会等お願いして促進は？*

*（自主防災組織の立ち上げの支援は、結成時の書類の作成、自主防災組織での訓練、勉強会等提案し、コミュニティー助成金の手続きをしたり、区長会に働きかけて結成を促進していく）*

*（２）台風、風水害について*

*①昨年大きな被害をもたらした西日本豪雨では各種の防災情報が流されたにもかかわらず逃げ遅れて多くの方が犠牲になった。この教訓から政府は、昨年１２月に水害や土砂災害からの避難について「自らの命は自らが守る」意識を持って頂き、行政はその行動を全力で支援するとの方針を定めました。そのために直感的に理解ができ、避難行動にすぐ結びつく情報提供の方法として警戒レベルの導入を決めました。これまで水害や土砂災害の危険が迫ると町は、避難勧告、気象庁や県が土砂災害情報等防災情報を発信していましたが、これに住民が求める避難行動を５段階で示す警戒レベルを増やしました。*

*警戒レベル１→最新の気象情報に注意する段階。翌日まで警報がでる事もあるので、災害への心構えを高めます。私は日本気象協会のtenkiアプリで雨雲の動きの確認をします。今は便利で、１５時間後の予測もみれますので、気象庁のナウキャスト等使って、大気の不安定・停滞前線・線状降水帯等の確認をすることが大事です。*

*警戒レベル２→気象庁からの大雨・洪水注意報や氾濫警戒注意報が発表される段階。ハザードマップ等で自分のいる場所で災害が想定されるか確認し、今後の避難行動を想定します。*

*警戒レベル３→ここからが大事。気象庁から大雨・洪水警報や川の氾濫警戒情報が発表されます。自治体から「避難準備、高齢者避難開始」の情報が出されます。最近下諏訪町で３が出されました。高齢者や体の不自由な方、乳幼児、土砂災害危険区域に住んでいる方はこの時点で避難を開始しなければいけません。*

*警戒レベル４→災害の危険債が高く、土砂災害警戒情報や川の氾濫危険情報が発表され、自治体から「避難勧告」「避難指示」が出されます。この時点で、対象者全員が、公民館や小学校等安全な場所に速やかに避難することが大事です。*

*警戒レベル５→川の氾濫発生情報や気象庁が大雨特別警報を発表したり、自治体が災害発生情報を出しています。既に災害が発生している状況であり、この段階で安全な場所に逃げていないと手遅れになります。最近も九州３県で大きな被害が出ております。*

*ここで重要なのは、レベル３から４の段階で速やかに避難を始め、レベル５の段階では全員が避難完了していなければならないと言うことです。*

*その一方、レベル４の段階で「避難勧告」がでても危険区域でない場合、必ずしも避難しなくても良い場合もあるし、外の状況によって間に合わない場合、屋内での危険回避という判断も大事です。まずは、５月から始まった「大雨・洪水警戒レベルの５段階区分」ですが、住民にその活用と周知をしっかりしなければいけないと思うがいかがか？*

*（警戒レベルの周知については６月初旬に区を通じて内閣府が作成したチラシを回覧、広報かるいざわ７月号及び町ホームページに関連記事を記載し周知した。今後、入梅や台風の時期などに広報等使って周知していく）*

*②歴史災害「正常バイアス」を知ることも大事。特に自分の予測を超えた事態について人は、予測される危機に対して無関心になりがちです。特に自身の予測を越えた場合、「そんな事は起こりっこない。これまでも大丈夫だったから今回も大丈夫。」という根拠のない自信を持つ。これは、特に長く住んでいて経験豊かな高齢者に多く発生する傾向があり、大変危険な心理状況である。*

*これに関わる事で、どのタイミングで避難するか、「避難スイッチ」を決めておくことが大変大事である。今回のような小規模噴火でも自身で家族でシュミレーションする、もしこれが天明規模の大噴火だったらいつどのタイミングで逃げればよかったのか。考える事が大事。家の中で動いてみるだけでも価値がある。*

*災害はいつどこで発生するか分かりません。自分事として捉える事が防災減災の第一歩。こういった自助の意識の育成として防災訓練ができないか。自主防災組織でもない区は区の行事に絡めてもいいのではないか？*

*（いつ避難行動をするか決める避難スイッチを予め決めておくことは大変大切である。避難スイッチを起こす訓練の実施は、区によって災害の発生が違うので、自主防災組織においてくの防災計画、防災マップを作り河川の水位等みんなで避難する基準、避難スイッチを見つけて頂き、それに基づく自主防災組織の訓練を実施することが有効と考える。そのためにも町は自主防災組織立ち上げも含め支援していく。）*

*町長；防災力とは、いかに住民の皆さんがイメージできるかということになる。それによって備え、正常バイアスで大丈夫という分かれ目になる。町でも大規模訓練を２年に１度実施してるが、中軽井沢区は自主防災組織で防災運動会等進めて頂いている。大規模訓練では自分事として捉えているのか疑問が残る。中軽井沢区のような土嚢の積み方、バケツリレー等体感し自分事として捉えている。いざ災害発生時には、自分の体で体感したことは非常に大きな効力を発揮する。自主防災組織を全区で立ち上げ常時訓練をしていくことが重要。区の方へ働きかけて１日も早く結成をして頂くよう働きかけて行く。避難スイッチもその中で培われていき、正常バイアスも取り去ることができるかと思うのでこれからも働きかけていく）*

*③個人や家族でマイタイムライン（防災行動計画）の作成ができないか？台風風水害等から命を守るために自身の避難行動を事前に決めておき誰が、いつ、何をするかを家族内でしっかり決めておくことが大事です。*

*一つ目→居住地リスクを調べる。洪水、浸水、自宅が災害の危険区域かどうか知ることが大事。当町では融雪火山泥流をハザードマップで確認。土砂災害危険区域で確認。*

*二つ目→時間ごとの行動を書き込む。災害発生時から雨量の増加、川の氾濫と状況を併せて取るべき行動を家族で決める。*

*三つ目→定期的に更新。お子さんの進学等状況が変わるたびに家族で話し合う。*

*例；我が家のタイムラインを作るとして*

*台風発生→→台風情報をキャッチ。水と保存食確認。*

*雨風が強くなってきた警戒レベル２→→ハザードマップや土砂災害危険区域の確認。*

*川の水がどんどん上がってきた警戒レベル３→→歩くのに時間のかかる祖父母や乳幼児は早めに避難。*

*避難勧告・避難指示、警戒レベル４→→家族で安全な場所に避難。*

*大雨・洪水警戒レベル５段階区分と左右対称で記入すると分かりやすい。*

*昨年の西日本豪雨災害では、最大８６０万人に避難勧告が出されたが、実際に避難所で確認できたのは、０，５％の４２，０００人だった。逃げる気持ちがあっても，実際の行動に移す難しさが分かった。台風や風水害の時の自分や家族が取るべき行動のチェックリスト、判断を助けるリストとして役立つ。このマイタイムラインを町中心に作成できないか？*

*（災害時における行動チェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用することで、逃げ遅れ０にむけた効果が期待される。住民の置かれている環境も、避難方法もそれぞれであることから、町では、マイタイムラインの具体的な作成についてまずどういうものか知ってもらう為に、県ホームページで紹介している事項をもとにチラシを作成し、児童生徒や自主防災組織が実施する県政出前講座を活用した防災勉強会、防災訓練等において配布するなど普及活動に努めていく。）*

*④マイタイムラインのイメージを作り、大雨・洪水警戒レベル５段階区分に沿ったものを町で作成し配布はできないか？*

*（フォーマットは県ホームページの記入例と併せて紹介しているので、県のフォーマットをもとに普及啓発をしていく）*

*⑤国土交通省の関東地方事務所が提供している小中学校向けで親子でできるマイタイムライン「逃げキッド」を参考にできないか？*

*（参考にさせて頂き考えていく）*

*⑥以前の防災士助成の答弁で「県の自主防災組織リーダー研修会に参加させる」ということだったが、行ったメンバーから次に何をすれば良いか分からないとの相談を受けている。*

*マイタイムラインの普及活動として、育成、作成会、育成者としての取り組みはいかがか？*

*（今年度含め２年目であることから、もう少し受講を重ね自主防災組織における受講経験者を増やす必要がある。マイタイムライン普及には自主防災組織の協力が不可欠であることから、県の研修受講経験者を増やした上で検討をしていく）*

*（３）障がい者の避難行動について*

*①当町でも素晴らしい防災ハンドブックを作ってあるが前提が健常者向けである。埼玉県久喜市では障がい者のための防災ハンドブックを作成している。この中には、障がい別の非常用持ち出しヘルプカード、障がい者手帳、受給者証や普段から用意するものが事細かく書いてあり大変親切である。例えば、肢体不自由な方には、杖や歩行器、車いすを普段から近くにおいて置くように、目の不自由な方には、白杖、ホイッスル、軍手等。耳の不自由な方にはメモ、コミュニケーションボード、支援用バンダナ等。発達障がいの方は、耳栓、アイマスク、普段使っているお気に入りにもの等。また今度は支援者に向けたものもあり、車いすの押し方などこのように支援して下さいと詳細に書かれていた。このような障がい者のための防災ハンドブックが当町でもできませんでしょうか？*

*（防災ハンドブックは今年度新たに作成予定。障がい者のための防災ハンドブックは別冊として作成することを保健福祉課と協議していく）*

*（４）備蓄について*

*①熊本地震時にフィンランドから５，０００個の乳幼児液体ミルクが送られた事で大変重宝なものだとにんしきが広がった乳幼児液体ミルクだが、すでに国内製造販売がされていることから以前の質問の答弁で「備蓄より協定を結び提供を考えた方がいい」ということだったのでそのごの進捗状況は？*

*（平成２４年１２月１０日に締結した災害時における飲料品等災害関連物資の供給協力で対応したいと考えている）*

*②段ボールハウスキッドというものがある。高さ２，６メートル、２，６畳でプライベート空間が保てる。発達障がいの方や妊婦さんの授乳時につかえ、親子で楽しく見立てられ防災教育にも役立つものだ。以前質問したひなんルームテントより安価だが導入は？*

*（今後検討したいと考えている）*

*「危険なブロック塀等への対策について」を質問！！*

*昨年の大阪北部地震では５人が亡くなられ、４００人が負傷された。その中、学校のブロック塀が倒壊しその下敷きで女子児童が亡くなるという痛ましい事故がおきてしまった。*

*これを受け、全国一斉に学校施設の点検や適切な管理がされているかが実施。幸いにも当町は目視による点検結果、異常なしであった。また夏休み前の通学路危険箇所点検でも安全が確認された。しかしこれは昨年の話であり、今年度私が確認したものでも数カ所は改善が見られたが全ての通学路の危険が排除された訳ではない。また　一般道路においても住民の方から危険箇所の相談を受け区長からも所有者に撤去をお願いしても一向に改善されない状況であることから質問した。*

*（１）倒壊の恐れのある危険なブロック塀等について*

*①通学路の危険箇所の点検が今年度ももう既に終わっているが、危険箇所が何件あって、改善は何件できたのか？*

*（ブロック塀が８カ所、そのうち改善されたのが２件。）*

*②危険箇所が見つかった場合、所有者がいれば通知をだすがどのように出しているのか、また改善されない場合の対策は？*

*（地域整備課から個別に通知を出している、その際危険箇所の状況や自主点検の資料を同封し撤去や補強をして頂けるよう依頼をしている。点検の結果改善されない６件については、再度通知を行い所有者の責務で撤去や補強を行い倒壊による被害を未然に防ぐための安全確保について依頼をした。地域整備課において今後も定期的に点検を行い、改善が見られない所有者においては定期的に通知を行うとともに、必要に応じて訪問する等ご理解を求めていきたい）*

*③防災科学技術研究所の島崎敢氏が提唱する「ちかづかないほうがいいかべ」のイラストを使って小中学校で学習はできないか？*

*（分かりやすい内容と感じたので各小中学校に情報提供させて頂き活用について検討していきたい）*

*④通学路以外の一般道路においてブロック塀等危険箇所はどのくらいあるか把握しているか？*

*（通学路以外のブロック塀等危険箇所は１１件でそのうち６件は改善されている）*

*⑤命の危険が及ぶ恐れのある箇所で通知しても改善されない所有者に対し、対応策はないのか？その中で何回通知を出しても全く従わない所有者に対して、以前から同僚議員からも質問がでていたが、空き家等対策特措法の中にブロック塀等構造物も入るので、行政代執行も考慮に入れて指導から勧告すべきではないか、また一部略式代執行でもいいが？*

*（地域整備課としては通学路と併せて改善の見られない１１件の所有者に対し再度通知をしているが、改善されない所有者に対しては定期的に通知すると共に必要に応じて訪問を重ねご理解を求めるようにしていきたい。*

*住民課としては、基本的には危険ブロック塀は所有者が自信で対応すべきだと考える。空き家対策の特別特措法はあくまでも空き家に対してなので、空き家でないものは対応ができない。居住者がいるかいないかで対応が異なる特別特措法での対応はそぐわない。町では軽井沢町老朽危険建物対策要綱において対応しており、所有者に通知及び電話で対応。ブロック塀に関しては引き続き所有者に対応して頂けるよう働きかける事が必要と考えている。）*

*⑥町ホームページ「まちづくり・環境」から「土地・建物」を開くと「ブロック塀等安全点検をお願いします」の県のページに飛び、次に国土交通省の「ブロック塀の点検チェックポイント」になる。このチェックポイントが大事で、ひび、鉄筋、控え壁、根入れ等１つでもチェックがはいれば専門家へ相談しましょうとなる。町ホームページにあってもインターネット使えない方のために広報かるいざわ等で周知できないか？*

*（町ホームページや役場窓口でも点検表やリーフレットを備え案内周知しているが、役場に来ることが困難な方やインターネットが使えない方の案内として、広報や区の回覧等で周知を図りたい）*

*（２）危険なブロック塀等の撤去と生け垣等への助成について*

*①危険なブロック塀等の所有者で金銭面等の理由で解体撤去ができないとの実例は報告されているか？*

*（把握はしていないが、補助に対する問い合わせは数件あった。）*

*②以前の質問で助成については、種類と事案があるので検討しているとの答弁だったが、町内回っていると危険ブロック等目に付くようになった。長野市、上田市、松本市では助成を始めているがまず町の見解は？*

*これらの自治体では、条件つけで助成をしているが当町でも助成をし危険ブロックの撤去解体を促進してはどうか？*

*（３つの自治体は時限的に助成をしており、撤去とともに生け垣等新設にも助成をしている。町として検討したが、通知発送後速やかに撤去して下さった所有者に対し公平性の観点から補助制度はせず、所有者の責任において改修、撤去をお願いする）*

*④解体後の撤去した後に生け垣等新設時に植栽に助成し、自然保護や景観上の観点からも望ましいと考えるが？*

*（自然保護対策要綱では塀やその他の遮蔽物はできる限り設けない事とし、やむを得ず設ける場合、コンクリートブロック、有刺鉄線等使用せず、樹木等を活用し自然環境の保護等に支障のないものであることを規定している。昭和４７年要綱制定時から変わらない基準であり、ブロック塀等はできる限り設けないよう御願いをしてきている。要綱制定前のブロック塀等は、老朽化し耐震構造上危険であることから、今後生け垣設置について奨励し、条件付きで助成をするかは今後研究して参りたい。）*

*⑤研究をして頂くということだが、現状町の努力で危険ブロック１１件ということだがやがて朽ち果てていくことになり、危険箇所が増大することになるので、危険ブロック塀等撤去と生け垣等新設はセットで研究していくべきだと思うがいかがか？*

*（環境課長；東御市、松本市に関してはセットバックや高さ、生け垣の植栽の種類等あるので研究していく。*

*地域整備課長；自然保護対策要綱もありなかなか難しいとは思うが、これから老朽化はしてくので、指導と訪問をしながら、生け垣にするよう指導をして参りたい。生け垣にどんな種類の木を植えれば良いのかを環境課と併せて研究したいと思う。）*

*＜2019年12月会議＞*

*「台風19号災害で見えた、当町の防災対策について」を質問！！*

*台風19号による災害は、私達の予想を遙かに超えた広範囲で雨が降り続き、河川が氾濫し、長野県を含む全国特に東日本で多数の死者行方不明者が出た大変な災害だった。気象の凶暴化といっても過言ではない。今後も地球温暖化が止まらない限り、気温が４度上昇すると言われており、国土交通省の試算では、降雨量が1，1倍、河川流量が1，2倍、洪水発生頻度は2倍となるということだ。*

*ここ30年ぐらいで、雨の降り方が変わってきており、1時間に100㎜と見ているだけでも、恐怖心が湧く程の雨や、道路がたちまち川となるような雨の発生頻度が高くなっている。*

*今後もこのような災害が発生することを考え、行動すべきであるが、町も覚悟を持って治水等含め、あらゆる対策を考える時がきている。当町は外国からの移住者も増えている事から当町の防災によるまちづくりが大変重要な事から質問する。*

*（１）台風19号災害での検証と課題は？*

*（総務課長；10月11日に町では、各地区の被害報告責任者に対し、抜き打ちで情報伝達訓練実施。報告体制の確認。関係各課において打合せ会議実施。15時～通常より一段階早く注意配備体制取り、災害発生に備えた。*

*強風注意報が出た段階で、第一配備へ移行。12日昼には、第２配備に移行し、防災計画に定められた配備体制を上回る厳重な体制で臨み、更に大雨の特別警報発表後は、第３配備により全職員で災害の警戒、対応にあたるなど十分な配備体制が取れた。*

*避難所開設は、１２日９時には風越総合体育館避難所設営が完了し、１０時９分には避難準備発令、１５時５３分には、避難勧告発令と状況に応じた開設や発令ができた）*

*（住民課長；１０時９分に警戒レベル３、避難準備高齢者等開始発令、１１時３０分に*

*最初の避難者受け入れ。１５時５３分の警戒レベル４避難勧告発令までに４３世帯１１１名が避難。最終的には８２世帯、１９９名の避難者あり。*

*避難者増加に伴い、当初設営より順次拡大対応。*

*中央公民館では、自主避難所として１１日に準備完了。採取的に４０世帯８３名が避難。*

*検証①品所の開設・閉鎖情報のメール配信やホームページ等周知方法の見直し。*

*検証②規模、時間に応じた職員の人員配置、基準の検討、指示系統の一本化、内容毎の指示系統の整理、現場への情報伝達の確保。*

*検証③避難者の不安を解消するために情報提供手段の確保。*

*３点のかだいについて、今後対策方法を検討していく。*

*（２）大雨洪水警戒レベル５段階が運用されたばかりでのレベル４だったが、避難誘導の中心を担う、各区長、民生委員、地区社協、消防団等が知らなければ誘導も正しくできないが周知は充分だったか？*

*（５段階に関しては、各区長、消防団等に周知は行っていないが、区の回覧、町ホームページ、広報７月号掲載し周知した。今後、台風シーズンの前や自主防災組織が実施する防災勉強会、防災訓練等の際周知していく。）*

*（３）今回の台風では、河川のみならず、用水や側溝も越流し土嚢が必要だった所が多くあった。側溝の清掃がされておらず、排水能力がない側溝もあった。アダプト制度等地域力も含め、町の見解は？*

*水深８０％で全ての勾配や流量ともに優れている楕円形の側溝が注目されているが、導入は？*

*水嚢の備蓄はどうなのか？（スーパーの袋に水を入れダンボール等活用し水嚢にする事を防災ハンドブックに載せ、自主防災組織等で周知してみては？*

*（町は毎年５月から６月に側溝清掃を委託している。令和元年度は、町内５１カ所で、延べ距離３３８３メートル実施。住民より詰まりなどある時は、随時清掃を実施。*

*地区単位で側溝清掃や草刈りを実施しているので、住民の力を借りて災害に強いまちづくりをしていきたい。アダプト制度に登録して頂き町の力になって頂きたい。*

*楕円形の側溝は、都市部では活用できるが、当町のように自然豊かな地域では導入しても落ち葉等によりスリット部分が閉塞され雨水が流入できなくなることが懸念されるので、導入は考えていないが、場所によっては研究。*

*水嚢備蓄については、取扱安い半面水を含むと約２０キロと土嚢の約半分の重さしかないため、水量の強いところでは流されてしまう恐れがある。スーパーレジ袋活用での水嚢は防災ハンドブックに掲載する）*

*（４）長い所で５日半の停電だったが、お風呂とトイレが使用できず困っていた住民が多くいた。近隣では、いち早く公共入浴施設を開放しシャワー等開放したが町の対応はどうだったのか？*

*（町中で上下水道施設の排水機能が停止。断水を防ぐ為に住民似節水を呼びかけていた。木もれ陽の里及び老人センターの入浴施設は開放しなかった。上発地、下発地、杉瓜に関して停電によりトイレシャワー使えない状況だったので、風越総合体育館、スカップ軽井沢のシャワーを１０月１３日から１７日まで開放した。）*

*（５）避難所については、中央公民館と風越総合体育館はいち早く開けて頂き避難者を受け入れて頂いたが、各区でも公民館を開けた区と開けない区があった。大雨洪水警戒レベル4の時点で河川崖の側に住んでいる方は避難完了していなければならない。又明るい内に避難完了だが、各区にはどのように伝達されたのか？*

*（各区長に限った伝達はしていない。各区区の避難所開設は、それぞれの判断をお願いした）*

*（６）避難所に毛布がなく座布団で寝た避難者がいた。日本赤十字社によると毛布や安眠セット等の寄附が可能だということだが、各区の要請に応えて備蓄品として渡せるとの事だが？*

*（風越総合体育館の一部を保管場所として日本赤十字社からの毛布や安眠セット等搬入予定だったが、この台風19号被害により町への納入の目途が経っていない。*

*なお、自主防災組織結成区に配備を考えている。立ち上げの支援をしたいと思っているので、区への働きかけをしたい。）*

*（７）河川、内水のハザードマップ作成はできないか？*

*（町は、土砂災害防災マップと浅間山火山防災マップの２種類作成済み。町には、洪水予報河川、水位周知河川が存在しないことから、浸水想定区域に指定された区域がないため洪水ハザードマップ対象になっていない。土砂災害防災マップにおいて、大雨による河川の決壊、溢水等危険が予想され、特に警戒を要する重要水防区域を土砂災害警戒区域とともに合わせて示している。）*

*（８）まるごとまちごとハザードマップの取り組みは？*

*（住民が知っている情報を出し合って地区の状況を確認しながら洪水ハザードマップのさらなる普及をはかるための「まるごとまちごとハザードマップ」は、有意義である。*

*自主防災組織と協働で地区独自の地区防災マップを作成し、多くの住民の参加により、地域コミュニティの活性化や災害に強いまちづくりに繋げていきたい）*

*（９）千葉県での土砂災害警戒区域指定率が３３，０７％だったが、指定外の場所で土砂災害が起きた。群馬県富岡市でも指定外での被害が出た。当町は大丈夫か？*

*（当町での指定外での土砂災害は起きていない）*

*（１０）マイタイムライン作成会を町防災係主導で行ってはいかがか？*

*（県のホームページでのものを活用史防災ハンドブックに載せる。自主防災組織の防災勉強会、防災訓練等で防災ハンドブックを活用し、マイタイムライン作成方法等住民への普及啓発に努めていく）*

*（１１）障がい者や高齢者が災害時どのように避難すればよいかを定める「災害時ケアプラン」という物がある。大分県別府市では、災害時取り残される可能性が高い弱者に対して、ケアマネージャーと当事者、又地域住民と話し合ってケアプランの中に入れ込み、明確な取り組みをしているが？*

*（町は、区や自主防災組織等に個人情報の提供を承諾している避難行動要支援者台帳を活用し、住民支え合いマップの整備に取り組んでいる。*

*別府市とは違い支える側が取り組むものになっている。現在、災害時、当事者も対処の確認ができるように支援者、地区、当事者、当事者を良く知るケアマネージャーや専門相談員が情報を共有し、誰もが対処できる「避難者連絡カード」の作成を検討している。今後、社協とともに、区や地区社協、民生員等と協力しながら取り組んで行きたい。）*

*（１２）防災教育、まちづくりについて*

*住民に大雨の予兆と対策を五感で感じる「観点望気」や過去の歴史災害等活用し、防災教育として醸成させる機会を作ってはどうか？*

*又こもれびの街講座で歴史災害と共に小字名の地名で水に関係した地区の防災教育はできないか？*

*（歴史災害に関することは触れられると思う。各区において、過去に発生した災害の経験を自主防災組織や区の行事問うにおいて話すことは有効な防災教育だ）*

*（１３）１０月に東京大学廣井准教授の「誰ひとり取り残さないまちづくり防災」という講義を受けた。住民との協働でこの支援体制や仕掛け作りの後押し、又防災アドバイザー、防災リーダー的存在の活躍も含めその仕組み作りはいかがでしょうか？*

*（まずは自主防災組織活動をさらに充実させる為に、リーダーとなる人材育成が必要。各組織から参加希望者を募り、長野県自主防災組織リーダー研修会に参加を呼びかける。現在２４名が参加したが、今後は自主防災組織に所属していない方にも参加頂き、地域防災の中心になってもらえるよう人材育成に取り組む。*

*防災士の有資格者増員のために防災士養成講座の有効案内を住民に周知していく。自主防災組織が実施する図上訓練や防災勉強会へ県の出前講座等活用した支援、未結成の区に関して啓発や組織結成までの手続きの支援をする）*

*（１４）災害ゴミについて、今回のような広範囲での災害となると長野市のように大量のゴミが出て、クリーンセンターの河道が停電も含め大変不安である。街は災害廃棄物処理計画策定をしていますが、広域でも被災しており、許容範囲を超える心配がある。万が一のリスク分散として広域連携の他に県外の近隣に災害ゴミ毎焼却できる企業があるが街単独で協定を結ぶべきではないのか？*

*（災害廃棄物対策指針に基づき、環境指導のもと、長野県を含む、中部地方９県で大規模災害発生時に備え、災害廃棄物中部ブロック計画策定された。*

*長野県は富山県が支援を行い、富山県が被災した場合、②石川県③岐阜県が支援する体制。街は、中部ブロック計画と整合させ、平成３１年３月策定の軽井沢町一般廃棄物処理基本計画において、災害廃棄物処理計画を新たに策定。まず、長野県市町村災害児相互応援協定に基づき処理。それでも対応不可の場合、県委託。これは議決が必要なので、県調整により中部ブロック計画の相互支援により処理。*

*新クリーンセンターにおいては、他の一部事務組合及び近県の廃棄物処理事業者と災害協定締結に向け検討しているところ。）*

*（１５）災害児のごみの分別のシュミレーションはできたのか？*

*（１０月１７日の土砂崩れに伴い実際に１１月１５日5，6トンの受け入れ行い、災害対応を行っている。仮置き場については、千曲川の氾濫での被災した長野市を見ると大量の災害廃棄物が排出され、満杯の状況だった。今回のようにじん芥処理場に仮置き場設置するが、災害廃棄物が大量に出た場合、処理が　長期に渡る場合は、衛生面に配慮しつつ、地域毎に復興段階で支障のない場所の選定が必要。*

*予め、災害の種類毎に災害規模に応じた設置場所の選定を行っておく。*

*国から示された１０分類とする。）*